

令和 7 年度動物愛護普及啓発資材制作等業務委託仕様書

1 業務委託名

「令和 7 年度動物愛護普及啓発資材制作等業務」委託

2 目的

熊本県では、「第 3 次熊本県動物愛護推進計画」において、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」の実現を目指し、動物愛護センター「アニマルフレンズ熊本」を拠点に、動物愛護の啓発・教育や保護犬猫の譲渡促進等に取り組んでいる。しかし、多頭飼育崩壊等の問題により動物愛護センターでの保護犬猫の引取りは増加し、譲渡の促進が喫緊の課題となっている。

そこで、犬猫の適正飼育・終生飼養の啓発を行うことで動物愛護センターによる保護犬猫の引取り数を減らし、保護犬猫の情報発信等を行うことで譲渡の促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年（2026 年）3 月 19 日（木）まで

4 予算額

4,600 千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

※本業務に係る一切の費用は上記に含めるものとする。

※提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。

5 業務委託内容

（1）譲渡前講習会の動画及び副読本制作

動物愛護センター及び保健所から保護犬猫を譲渡する際に譲受者が受講する「譲渡前講習会」で放映する講習動画及び配布する副読本の制作。

① 譲渡前講習会動画

数量：30 分程度×2 種類（犬用、猫用）×各 1 本

規格：ア 一般的な映像再生機器での再生が可能なデータ形式

イ インターネット上に掲載できるデータ形式

構成：県から提供した資料をもとにシナリオ・構成を提案

※参加申込後に提供

制作：シナリオ構成、アニメーション制作、動画編集、ナレーション、音楽挿入、音声調整

納品物：ア DVD 各 1 2 枚、イ DVD 2 枚

② 副読本制作

種類：2 種類（犬用、猫用）

規格：A4 両面、フルカラー、70～90K、20 頁程度

内容：県から提供した資料をもとに構成及びデザインを提案

※参加申込後に提供

納品物：犬用 500 冊、猫用 500 冊（1, 000 冊）及びデータ（DVD）

（２）保護猫の一時預かりボランティア講習会動画制作

動物愛護センターで収容している保護猫の人馴れ及び授乳が必要な子猫を一時的に一般家庭において飼育するボランティアが受講する講習会で放映する講習動画制作。

数量：30 分程度×1 本

規格：ア 一般的な映像再生機器での再生が可能なデータ形式

イ インターネット上に掲載できるデータ形式

構成：構成及びシナリオを提案 ※参加申込後に参考資料を提供

制作：シナリオ構成、アニメーション制作、動画編集、ナレーション、音楽挿入、音声調整

出演者：保護犬猫の譲渡活動や預かりボランティアをしている著名人

納品物：ア及びイ DVD 各 2 枚

（３）公式Instagramを活用した情報発信

熊本県動物愛護Instagram（アカウント名：kumamoto_pref_doubutuaigo）を活用し、保護犬猫の PR や犬猫の適正飼育・終生飼養を啓発する投稿を行い、定期的に閲覧者の反応を分析し、効果的な情報発信を行うこと。

提案事項：コンセプト、投稿頻度及び運用方法

（４）普及啓発パネル制作

動物愛護センター等で掲示する普及啓発パネルの制作。

仕様：A1、フルカラー

数量：10 種類×2 枚（20 枚）

デザイン素材：現在使用しているポスターを基にデザイン修正（提案不要）

納品物：パネル 20 枚

(5) ノベルティ制作

「アニマルフレンズ熊本」オリジナルステッカー 3 種類

用 途：譲渡者やイベント参加者等に配布

サイズ：40mm×80mm～60mm×100mm

数 量：3 種類×1,000 枚（3,000 枚）

デザイン：3 種類のデザイン案を提案

成果物：「アニマルフレンズ熊本」オリジナルステッカー 3,000 枚

6 納期限

令和 8 年（2026 年）3 月 19 日（木）

7 成果物

業務完了後、速やかに以下の関係書類を提出すること。

- （1）実績報告書 1 部
- （2）その他、提案事項による成果物 1 式

8 著作権

- （1）本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、全て熊本県に帰属するものとする。
- （2）受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作権人格権を行使しない。
- （3）受託者は、事業の実施にあたり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- （4）受託者は、本業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰す場合を除き、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 受託者の責務

- （1）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- （2）委託者の承諾なしに、契約により生じる権利を第三者に譲渡し、又は、義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- （3）委託者の承諾なしに業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

- (４) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は受託者が負担する。
- (５) 関係法令を遵守し業務に当たること。

8 その他

- (１) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。協議・決定事項は受託者で記録を作成し、速やかに県と共有すること。
- (２) 本業務において知り得たいかなる個人情報の目的以外の利用・複写または複製・第三者への情報提供を禁止し、情報が漏洩することがないように注意すること。
- (３) 本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決することとする。
- (４) 本仕様書は、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を反映した仕様書に変更されることがある。